

別記第二（第四十条第一項関係）



- 備考 1 受託者の標識は、図示の例により、上段に「官報サービスセンター」の文字を、下段に「内閣総理大臣委託」の文字をそれぞれ表示すること。
- 2 標識を書面等による提供等を行う事務所の公衆の見やすい場所に掲示する場合における当該標識は、図示の大きさとすること（この場合において寸法の単位は、ミリメートルとする。）。
- 3 標識の塗色は、地色を白色とし、文字及び標章を黒色とすること。